

## 現場代理人に関するQ & A

(令和3年5月27日)

### Q 1 現場代理人とは何ですか。

A 1 現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に※常駐し、その運営、取締りを行うほか、当該契約に基づく受注者の権限（請負代金の受領や契約解除等に係る権限を除く。）を行使することができる者です。

現場代理人については、資格等を特に求めるものではありませんが、工事現場の運営や受注者の権限の代理行使に関して支障のない者を選任してください。

※ 「常駐」とは、「作業期間中（土日等の休工日を除く）、相当の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していること」。

### Q 2 営業所の専任技術者は、現場代理人になることができるか。

A 2 営業所の専任技術者は、その営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められております。

現場代理人は、約款において規定されており、工事現場に常駐することが義務付けられております。

よって、原則、営業所の専任技術者は、現場代理人になることはできません。

### Q 3 現場代理人は出向社員でもよいか。

A 3 現場代理人は、請負人の代理人として置かれるものですが、身分等に係る規定はありません。請負人の代理人として適切な方を選任してください。

なお、発注機関によっては、直接的かつ恒常的な雇用関係を条件とするところもありますが、当県の場合は、特に条件を定めておりません。

### Q 4 会社の代表取締役社長は、現場代理人になれるか。

A 4 現場代理人は、社長の代理人として、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、当該契約に基づく受注者の権限（請負代金の受領や契約解除等に係る権限を除く。）を行使することができる者をいいます。

当県では、社長が現場代理人の権限を行使することは可能としています。この場合、誰が現場に常駐して権限を行使しているか明らかにするため、社長の名前を記載した現場代理人届を提出してもらうこととしています。

ただし、社長が、建設業法上の営業所の専任技術者や経營業務管理責任者になっている可能性があり、それらの者は営業所に専任しなければならないこととなっているため、社長が現場代理人になる場合には、注意が必要です。

**Q 5 工事の現場代理人と維持補修業務委託（単価契約）の現場代理人では、常駐義務緩和の対象となるか。**

A 5 当該業務委託の現場代理人が、工事の現場代理人のように、現場に常駐しなければならないものではなく、連絡担当者としての役割しかないのであれば、工事の現場代理人の常駐義務に影響を及ぼさない程度の業務委託に関する連絡調整を行うことは可能です。

なお、当該業務において、工事の現場代理人の常駐義務に影響を及ぼすような状況になれば、工事の現場代理人の変更を発注者に通知する必要がありますので留意する必要があります。

**Q 6 同一の主任技術者が管理できる工事であれば、常駐義務緩和の対象となるが、「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施行する工事をいう。」の10km程度とは、直線距離か、路程距離か。**

A 6 現場から現場への移動時間が重要であることから、路程距離となります。

**Q 7 契約期間において、現場代理人の常駐を要さない期間とは具体的にどのような場合か。**

A 7 現場代理人の常駐が必要な期間の基本的な考え方は別紙1（H24.3.1 一部改正 21 財第4212号『県発注工事における現場代理人の常駐義務の取扱いについて（通知）』の別紙2から抜粋）のとおりです。

**Q 8 現場代理人と主任技術者との関係において、現場代理人の常駐義務が緩和される具体例を教えてください。**

A 8 現場代理人の常駐義務緩和の具体例は別紙2のとおりです。

**Q 9 工事が複雑であるため、1つの工事に複数人の現場代理人を配置しても良いか。**

A 9 原則、現場代理人は1名となります。

工事の監督や運営等が複雑で、現場代理人一人で監理することが難しい場合は、補助者等を置くことはかまいませんが、その者を「現場代理人」とする必要はありません。

**Q10 特例監理技術者を配置する工事において、現場代理人と特例監理技術者又は監理技術者補佐を兼務することはできるか。**

A10 監理技術者補佐は工事現場に専任で配置されますので、常駐義務を満たすため、同一工事の現場代理人を兼務することができますが、特例監理技術者は工事現場の専任が緩和されるため、常駐義務を満たさないため、現場代理人となることはできません。

**Q11 特例監理技術者を配置する工事は現場代理人の常駐義務緩和の対象工事となるか。**

A11 対象とはなりません。

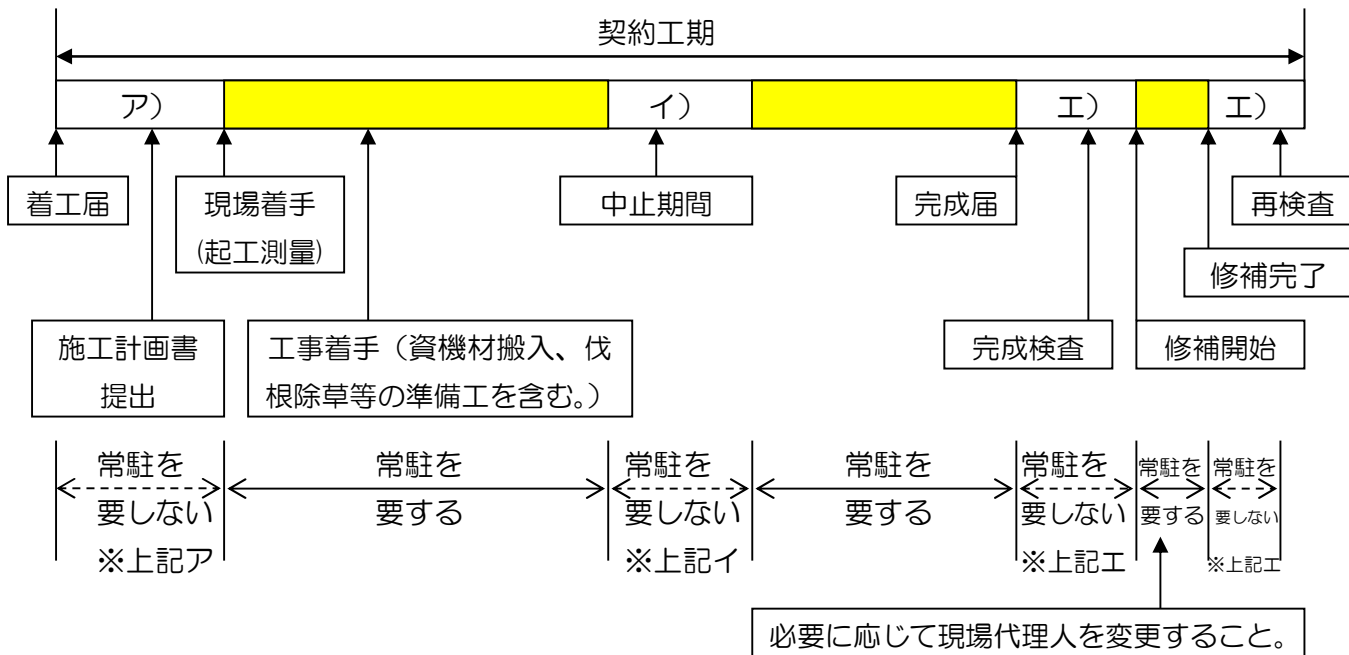
特例監理技術者を配置する工事は、福島県工事請負契約約款第 10 条第 3 項の工事には該当しませんので、現場代理人の常駐義務を緩和する（他工事の現場代理人になる）ことはできません。

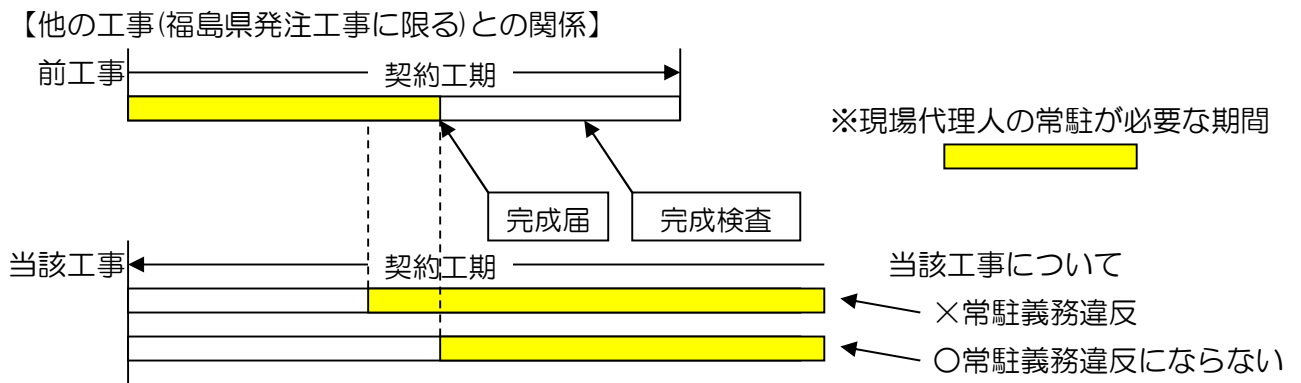
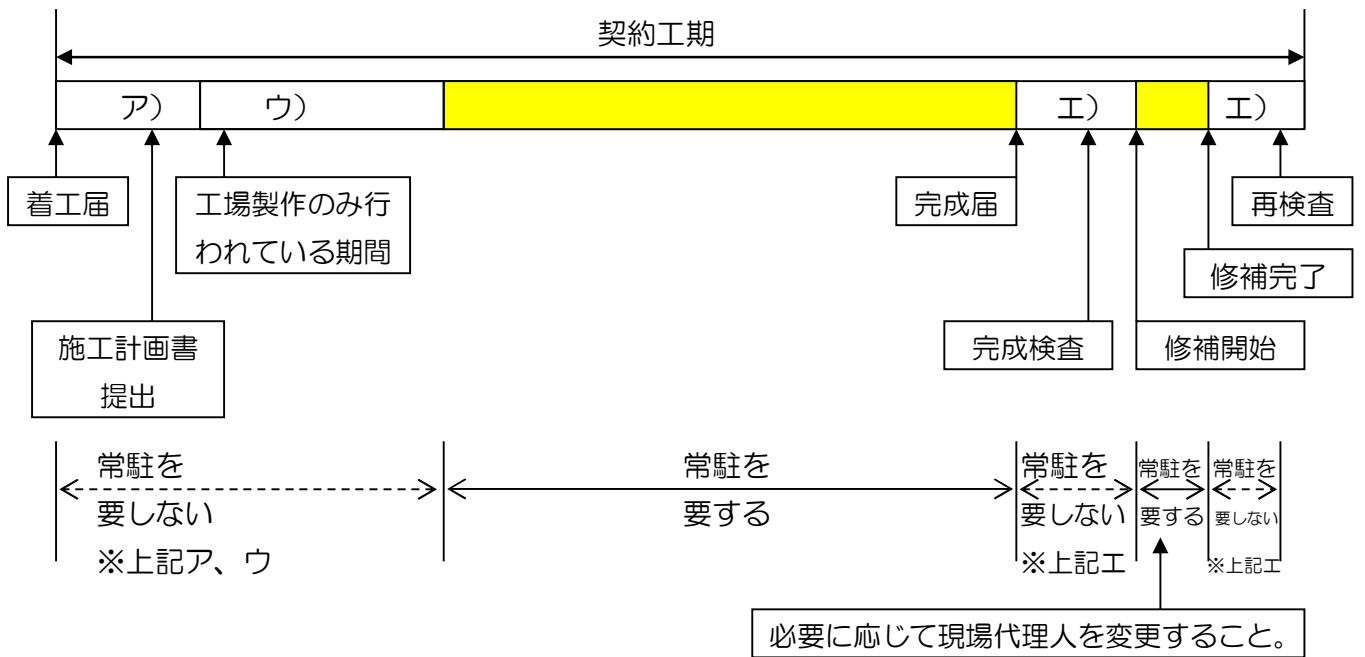
【現場代理人の常駐が必要な期間の基本的な考え方】

発注者から直接工事を請け負った建設業者に対しては、基本的に契約工期をもって、現場代理人の現場への常駐が必要な期間としているが、以下の期間においては常駐を要しないものとする。なお、この取扱いはあくまで現場代理人の常駐義務に関してのものであり、約款に記載されたその他の義務には影響を与えない。

- ア) 契約後の準備期間や他契約工事の関係等で、工事(起工測量、資機材搬入、伐根除草等の準備工を含む)に着手していない期間
  - イ) 発注者から工事の全部について一時中止命令が出された期間 (一部中止については常駐)
  - ウ) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
  - エ) 工事の完成届を提出し、完成検査の待機中となっている期間 (修補期間については常駐)
- ※ 常駐が必要な期間は、工事打合せ簿等の書面により明確にしておくこと。  
 ※ 現場着手日、工事着手日については、現場代理人及び主任技術者等通知書(第11号様式)に監督員が記載すること。

【基本イメージ】





## 現場代理人の常駐義務緩和の具体例

例1	工事①	工事②	可否
現場代理人	A	B	○
主任技術者	A	B	

約款第10条第5項により、同一工事において現場代理人と主任技術者の兼務は可

例2	工事①	工事②	可否
現場代理人	A	A	○
主任技術者	B	B	

工事①と工事②の現場代理人の常駐義務緩和により、兼務可

例3	工事①	工事②	可否
現場代理人	A	A	○
主任技術者	B	C	

工事①と工事②の現場代理人の常駐義務緩和により、兼務可  
(同一の主任技術者が管理できる工事において、主任技術者が別人であっても、緩和は可)

例4	工事①	工事②	可否
現場代理人	A	A	○
主任技術者	A	B	

工事①と工事②の現場代理人の常駐義務緩和により、兼務可

例5	工事①	工事②	可否
現場代理人	A	A	○
主任技術者	A	A	

工事①と工事②の現場代理人の常駐義務緩和により、兼務可

例6	工事①	工事②	可否
現場代理人	A	B	×
主任技術者	A	A	

Aは工事②の主任技術者にはなれない。  
(現場代理人が主任技術者を兼務できるのは、同一工事においてのみのため。)

例7	工事①	工事②	可否
現場代理人	A	B	×
主任技術者	B	A	

Aは工事②の主任技術者にはなれない。  
(現場代理人が主任技術者を兼務できるのは、同一工事においてのみのため。)

### 特例監理技術者及び監理技術者補佐と現場代理人の関係について

例1	工事①	工事②
特例監理技術者	A	
監理技術者補佐	B	C
現場代理人	B	C
可否	○	○

約款第10条第5項により、監理技術者補佐と同一工事における現場代理人の兼務は可

例2	工事①	工事②
特例監理技術者	A	
監理技術者補佐	B	C
現場代理人	A	C
可否	×	○

約款運用基準第10条関係の2により、特例監理技術者と同一工事における現場代理人の兼務は不可